

平成26年6月27日

平成26年第2回岬町議会定例会

第3日会議録

平成26年第2回(6月)岬町議会定例会第3日会議録

○平成26年6月27日(金)午前10時30分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 奥 野 学
5番 田 島 乾 正	6番 竹 内 邦 博	7番 小 川 日出夫
8番 (欠員)	9番 竹 原 伸 晃	10番 出 口 実
11番 道 工 晴 久	12番 豊 国 秀 行	13番 中 原 晶
14番 辻 下 正 純	15番 反 保 多喜男	

欠席議員 0 名

傍 聴 0 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	危機管理監 岸 本 保 裕
副 町 長 中 口 守 可	企画政策監 西 啓 介
教 育 長 笠 間 光 弘	総務部理事兼財 政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事
まちづくり戦略室 兼町長公室長 保 井 太 郎	しあわせ創造部理事 申 山 京子
総 務 部 長 古 谷 清	都市整備部理事 木 下 研 一
財政改革部長 四至本 直 秀	都市整備部理事 家 永 淳
しあわせ創造部長 古 橋 重 和	都市整備部理事 早 野 清 隆
都市整備部長 末 原 光 喜	会計管理者 廣 田 節 子
教 育 次 長 中 田 道 徳	

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 谷 下 泰 久

議会事務局主幹 増 田 明

議事日程

- | | | |
|------|-----------|-----------------------------------|
| 日程 1 | | 三常任委員長報告 |
| 日程 2 | 議案第 4 2 号 | 工事請負契約締結の件（深日小学校特別教室棟外 3 棟耐震補強工事） |
| 日程 3 | 議案第 4 3 号 | 工事請負契約締結の件（公共下水道汚水管理設工事（2 4－9） |
| 日程 4 | 報告第 4 号 | 債権の放棄の報告の件 |
| 日程 5 | 意見書案第 2 号 | アスベストによる健康被害の早期救済と対策の強化を求める意見書（案） |
| 日程 6 | 決議案第 1 号 | 多奈川第二発電所再稼働等に関する決議（案） |

(午前10時30分 開会)

○奥野 学議長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成26年第2回岬町議会定例会3日目を開会します。

ただいまの時刻は午前10時30分です。本日の出席議員は13名、全員出席です。欠員1名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

会議に先立ち、少し私からお願いがございます。

審議前に、私の運営上の不備がございましたので、皆様方におわび申し上げます。

内容につきましては、過日の第2日目の定例会において、日程11、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推選について意見を求める件の提案理由説明を私から町長に求めた際、諮問第1号と諮問第2号については一括提案したい旨、町長より申し入れがありましたので、私が皆様にお諮りしたところ、特に異議がなく、一括提案したところであります。

この件につきましては、6月3日に開催しました議会運営委員会において議事日程を個別案件とすることを確認しているにもかかわらず、一括提案として取り扱ってしまいました。

また、日程12、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推選について意見を求める件で、議長の私が皆様方に対し質疑を求めるべきところを求めなかった不備があり、そのまま採決を行ってしまいました。

この2点につきまして、皆様方におわび申し上げます。

今後、このようなことのないよう、慎重に運営を進めてまいりたく存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

道工晴久君。

○道工晴久議員 今回の関連ですけれど、議長から謝罪されたということは、それは議事運営上の問題で仕方がないと思うんですが、ただ、私も含めまして、全議員がその抜けた段階で、やはり気づかないかんと思うんですね。

そのそこで、やはりストップをかけてきちっと審議をするということ、気づかなかった我々にも責任があるのと違うのかなと思いますので、その点、各議員方にも反省点としてお願いしたいと。私も反省しています。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 今、いみじくも道工議員が気づかなかったという話がありましたが、やはり、議

長として議会運営は議長権限のもとで運営されていると思います。

ということで、気づく、気づかないは関係ないと思います。重大なことでしたら、やはり議題の運営動議を出して、暫時休憩で審議してもらって、議長の運営に対して、そういう権限がないわけですね。そういう疑義があれば議運動議出せるんですけども。

そういうことで、私は意見を申し添えておきます。

議場というところは、議長が一人で判断して発言して運営すべきものであって、これは議長一人の運営の場でございますので、その点申し添えておきます。

○奥野 学議長 日程1「三常任委員長報告」を議題とします。

過日6月11日の本会議において事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただいた、その結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、豊国秀行君。

○豊国事業委員会委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をします。

6月11日の本会議において、本委員会に付託されました2件の議案については、6月13日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

まず、議案第37号、岬町多奈川平野北合併処理浄化槽使用料徴収条例を制定する件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第38号、南部大阪都市計画道の駅「みさき」周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定する件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された2議案について、私の委員長報告を終わります。

○奥野 学議長 事業委員長の報告が終わりました。

それでは、事業委員長の報告に対し質疑を行います。

田島乾正君。

○田島乾正議員 私は事業委員会に所属していませんので、傍聴はさせていただいたんですけども、

発言権がないという悲しい立場ですので、ただいま委員長が委員長報告されたんですけども、事前にいただいています事業委員会委員長報告書の4ページの部分で、うちの会派の出口委員が再度新たに巡査派出所を設けるんですかとの質問が事実あったと思うんです。

これに対して、担当課が、基本的には設ける予定はございませんと、公益上必要な建物ということで設置できるものを例示して挙げておりますが、基本的には今回設置する予定はございませんと、ここの部分で「基本的には設ける予定はございません」のに、今回、なぜそういう文言を入れているのか、その部分と、そして、全国的にそういう警察官の立ち寄り派出所等を設けている駅があるのかないのか。そして、今回必要であるので明記したのか、必要でないのに明記したのか、この部分をご説明願いたいと思います。

○奥野 学議長 豊国秀行君。

○豊国事業委員会委員長 今の田島議員の質疑について、これは都市整備部理事の家永理事からの回答だったと思うんですけども、その内容については私のほうでは明解なる答弁いたしかねます。

家永理事のほうからお願いしたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部理事、家永 淳君。

○家永都市整備部理事 ただいまのご質問に対してお答えします。

地区計画を定めるに当たりまして、地区整備計画というものを決めていくという決め事がございます。

その中で、特に用途の制限というような形で、資料では第7号に、巡査派出所、公衆電話所、その他これらに類する公益上、必要な建築物という表現がなされています。

ここの部分につきましては、他所の事例にもなりますが、一般的な地区整備計画という中では、おおむねこのような表記が多かったというようなことも踏まえまして、ここに表現させていただいています。

今回、巡査の派出所ということにつきましては、答弁させていただいたとおり、設置する予定はございませんが、今後、安全面というんですか、防犯面等で必要が生じた場合には警察との協議も必要になってくるかとは思いますが、設置できるという形で理解して、このような整備計画とさせていただきます。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 私の質問に全部答えていただけてないんですが、こういう大事な委員会付託した部分について、やはり、あやふやな文言を記載しているというのはいかがなものかなということ

で、私、質問させていただいてるんですけど。

全国的にそういう例があるのかを先ほど質問したんですけども、それは答弁いただいてません。

そして、必要性があるのかということも答弁していただいてません。

そして、この明記する必要があったのかということも答弁出ていませんので、一つこの点もう一度答弁していただきたいなど、私の質問、3回になってますので、一つ明確にお願いしたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部理事、家永 淳君。

○家永都市整備部理事 ただいまの質問にお答えいたします。

基本的に、このような派出所を設置されているという事例については、私のほうでは確認できておりません。調べたところ、ないと認識しております。

また、巡査派出所の必要性についてですが、道の駅という公共的な広場という性質上、防犯面ということは、設置する側としてはかなり気を使うところですが、そのような防犯面等に、将来的に起こる防犯面等、必要なことが生じたときに設置できるという形で私どもとしては明記させていただいたということで、そこについては先ほどと同じ回答になるかと思うんですけども、そういう形で整備計画をつくらせていただいております。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 最後の質問になるんですけど、やはり、家永理事も先ほど答弁されたように、他の場所でそういう文言等が事例としてあるから引用したと、そういうぐあいに私は捉えてるんですけどね。

ですから、こんな大事なものをつくる時は、引用する場合は必要であるのか、必要でないのか、やはり慎重に担当課は精査して、こういう活字に載せて、そして議会で報告すべきと思うんです。その点、今後はそういうことのないように、やはり、必要ないのだったら載せないということにさせていただきたいなど、かように思います。

私からはそういうことで申し入れておきます。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、川端啓子君。

○川端厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をさせていただきます。

6月11日の本会議におきまして、本委員会に付託されました2件の議案については、6月17日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第36号、平成26年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件のうち、本委員会に付託された案件につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第39号、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託されました2議案について、私の委員長報告を終わります。

○奥野 学議長 厚生委員長の報告が終わりました。

それでは、厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、道工晴久君。

○道工総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をいたします。

6月11日の本会議において、本委員会に付託されました1件の議案については、6月18日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付いたしております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第36号、平成26年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された1議案についての、私の委員長報告を終わります。

○奥野 学議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは、総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 1点、ちょっと確認させていただきたいなと思います。

委員会の議事録の3ページ、一番下、田島委員さんの発言について、それまでの説明では、故障したエアコンは、当時、淡輪第2公民館に設置されたとなっておりますが、一番最後の行で、田島議員の発言で、さくら会館の備品を取りかえたとなっておりますけれども、これは間違いであって、第2公民館と置きかえてよろしいでしょうか。

以上、1点お願いします。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工総務文教委員会委員長 第2公民館のクーラーを共同作業場のほうに持ってきたというものとなっております。

ここでは、さくら会館の備品をという形になっておりますが、間違いかな、その辺は。第2公民館の備品でございます。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 会派の田島委員が発言されたところが、そしたら、発言が勘違いされていたという事で、この委員会資料をちょっと訂正していただきたいなと思うんですけれども、そういうことはできますでしょうか。

○奥野 学議長 事務局長、谷下泰久君。

○谷下事務局長 これにつきましては、記録をテープ起こした状況がございます。委員会のやり取りの中を記録させていただいておりますので、訂正につきましては、基本的にはできないのかなと思います。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 局長がいじめておるのか、訂正できないとかって、職員がそういう運営にかかわって発言してよろしいですか。議長として、その辺、議長ご答弁願いたいと思います。

○奥野 学議長 暫時休憩します。

(午前10時52分 休憩)

(午前11時01分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

道工晴久君。

○道工晴久議員 今、田島議員からのご指摘の件でございますけれども、要は、順を追って言いますと、第2公民館についておったクーラーをさくら会館につけかえをしたということは3ページにも明記されております。

その、さくら会館につけた備品を、いわゆる備品台帳にきちっと明記されてないということが5ページに書かれておりますので、当然、田島議員も総務委員会のメンバーでございますから、その点、十分ご理解いただいておりますので、一応、担当課として、その辺のきちとした詰めだけお願いしたいと思います。

○奥野 学議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 まずもって、混乱させておりますことをおわび申し上げたいと思います。

ただいま、道工議員のほうからご発言、ご指摘ございましたように、これにつきましては、もともと第2公民館に設置しておりましたものをさくら会館を建てかえるという際に、当該、淡輪共同作業場につけかえをしたという経緯で、事実はそのようなことでございます。

ただ、そのエアコンの備品台帳の整備については、現在まで怠っておったということが反省点でございますので、今後、このようなことのないように、備品台帳の整備に万全を期していきたいということで考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから議案第36号「平成26年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号「平成26年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長及び総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。二常任委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致であります。よって議案第36号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第37号「岬町多奈川平野北合併処理浄化槽使用料徴収条例を制定する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第37号「岬町多奈川平野北合併処理浄化槽使用料徴収条例を制定する件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致であります。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第38号「南部大阪都市計画道の駅『みさき』周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第38号「南部大阪都市計画道の駅『みさき』周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定する件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致であります。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第39号「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する件」について、討論を行い

ます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第39号「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致であります。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

以上で三常任委員会に付託されました案件は全て決議されました。

各委員長さん、委員の皆さん、本当にご苦労さまでした。

○奥野 学議長 日程2、議案第42号「工事請負契約締結の件（深日小学校特別教室棟外3棟耐震補強工事）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 日程2、議案第42号、工事請負契約締結の件（深日小学校特別教室棟外3棟耐震補強工事）について説明させていただきます。

深日小学校特別教室棟外3棟耐震補強工事の施工に当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めますのでございます。

本件につきましては、6月4日に入札を執行いたしました。

契約の方法は指名競争入札、契約金額は5,616万円、うち消費税及び地方消費税の額は416万円であります。

契約の相手方は、大阪府岸和田市本町4番1号、日信建設株式会社代表取締役、河村幸志でございます。

次に、議案書に添付しております資料の1ページ、入札結果（経過）調書により契約に関する説明をさせていただきます。

この工事は、深日小学校特別教室棟外3棟の耐震補強工事を行うもので、まず、工期は議会の議決日から平成26年10月31日までとなっております。

工種は建築一式工事でございます。

指名業者数は、調書の記載のとおり9社でありまして、辞退者が相次ぎ、結果として2社が応札されました。

次に、2ページの入札前に公表しております建設工事予定価格等事前公表用調書をご参照いただきたいと思っております。

入札予定価格は税抜きで5,230万円でした。予定価格が3,000万円以上のときは低入札価格調査制度を適用することとしておりまして、その調査基準価格は税抜きで4,516万2,000円でございます。

入札の結果でございますが、落札率は予定価格の99.4%となっております。

工事概要につきましては、3ページ以降をご参照いただきたいと思います。

本工事は、深日小学校の特別教室棟、管理教室棟、便所棟及び渡り廊下棟で、それぞれ耐震補強工事を行うものでございます。

3ページにはその工事の概要を、4ページには深日小学校の配置図を、また5ページ以降には各棟の施工箇所を示した図面を載せさせていただいております。

内容でございますが、特別教室棟におきましては、耐震壁新設1カ所、袖壁新設12カ所、柱増打補強2カ所、屋外階段補強2カ所を施工いたします。

管理教室棟においては、柱増打補強2カ所、ブレース1カ所、スリット2カ所、屋外階段補強3カ所を施工いたします。

便所棟においては、開口閉塞4カ所を施工します。

渡り廊下棟におきましては、壁撤去新設3カ所、柱増打補強18カ所、基礎補強6カ所、梁増設12カ所、エキスパンションジョイント拡張3カ所を施工いたします。

提案理由及び工事の概要は以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。道工晴久君。

○道工晴久議員 ちょっと原課にお尋ねしたいんですが、今回の入札の指名業者9社だっと思っております。そのうち2社しか入札に参加してないと。

こういうことは、やはりあんまり好ましくないと思うんですね。

よそでは、こういう辞退のときには、辞退のペナルティーを取っていると思うんですが、岬町はどういう方針でやっておられるのかお聞かせください。

○奥野 学議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 まず、ペナルティーの件でございますが、岬町では、特に辞退についてペナルティーを科しているということは今までもございません。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 先ほどの説明の中で、辞退が相次いだということがありましたけれども、参考までにその要因について何かご存じでしたらお聞きしておきたいと思います。

○奥野 学議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 資料の1ページの調書をご参照いただきたいと思うんですけれども、まず備考欄に辞退と書いております。入札の執行前に辞退届が出てきたということでございます。

それと、入札価格のところに辞退と書いております、これは現場まで来ていただいたんですけども、その場で辞退されたら、そういう意味でございまして、結局のところ9社指名競争入札に臨んでいただいたんですが、2社しか応札がなかったという事実でございまして。

当初より、この件、辞退の申し出があったものですから、私どもも気になりまして、何社かどういうお考えなのかという、これ正式なものではございませんが、私どもも気になりまして、どういう状況なのかとお聞きしたところでございます。

今般、一つは耐震工事が各市各町でどんどん進められておるという状況もあって、なかなか外に回る余力がないということ。

また、町が予定価格等事前公表しておるんですけれども、これについては非常に厳しい金額であるというのが建築業者さんの認識でございまして、耐震補強工事は既存の建物を改修するというので、大変手間暇がかかるというのが業者さんの言い分でございまして、予定価格ではなかなか利益が上がらないという意見というか、情報をいただいたところでございます。

入札の結果も、予定価格どおりが1社、それを下回って応札していただいたのが1社ということで、これが落札業者になったわけでございますが、そういう背景にあるのかなということで考えてきているところでございます。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これでは質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第42号「工事請負契約締結の件（深日小学校特別教室棟外3棟耐震補強工事）」について、起立により採決します。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致であります。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

○奥野 学議長 日程3、議案第43号「工事請負契約締結の件（公共下水道汚水管理設工事（24-9）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 日程3、議案第43号、工事請負契約締結の件（公共下水道汚水管理設工事（24-9）」について説明させていただきます。

公共下水道汚水管理設工事（24-9）の施工に当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、6月4日に入札を執行いたしました。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約の金額は5,864万4,000円、うち消費税及び地方消費税の額は434万3,000円であります。

契約の相手方は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2326番地の12、芳山建設株式会社代表取締役、芳山龍二でございます。

次に、議案書に添付させていただいております資料の1ページ、入札結果（経過）調書によりまして契約に関する説明をさせていただきます。

この工事は、岬町役場庁舎の山手の地域で公共下水道汚水管理設工事を行うものであります。

工期は、議会の議決日から平成27年2月13日までとなっております。

工種は土木一式工事でございます。

指名業者数は、調書記載のとおり15社でありまして、辞退者が6社あり、9社が応札されま

した。

先ほど、私、消費税及び地方消費税の額を言い間違ったようでございます。434万4,000円でございます。訂正させていただきます。

次に、2ページの入札前に公表しております建設工事予定価格等事前公表用調書をご参照ください。

入札予定価格は税抜きで8,004万6,000円でございます。予定価格が3,000万円以上のときは低入札価格調査制度を適用することとしておりまして、その調査基準価格は税抜きで6,748万9,000円でございます。

入札の結果でございますが、低入札価格調査基準価格を下回る額で応札した業者が3社ございました。

この入札結果を踏まえまして、低入札価格調査基準価格を下回った業者のうち、最も価格の低い業者から当該価格で入札した理由、入札金額の積算内訳、手持ち工事の状況、資材購入先及び購入先と入札者との関係などにつきまして係る資料の提出を求めまして、6月10日にその内容の聴取を行いました。

その後、庁内関係課の職員で構成しております低入札価格調査部会を6月12日に開催し、今回の入札価格によって契約の内容に適合した履行が確保されるかどうかというところを、業者からの提出資料などから調査を行いました。

この調査の結果、当該入札価格によって契約の内容に適合した履行が確保される内容であることが確認されましたので、当該業者を落札業者と決定し、工事請負に係る仮契約を締結したものであります。

なお、落札率は予定価格の67.8%となっております。

工事概要につきましては、3ページ以降をご参照いただきたいと思います。

工事延長は315.6メートル、工事内容は下水道本管布設工としまして、内径20センチの下水道管を305.6メートル布設するものであります。

マンホールにつきましては、15カ所設置いたします。

それ以外の工事として、汚水管取り付け管工1式、塗装工1式、仮設工1式、水道管布設替え工1式であります。

4ページには、施工箇所の位置図を載せております。

役場庁舎の南側、深日緑ヶ丘地区におきまして、公共下水道汚水管の埋設工事を行うものでございます。

提案理由及び工事の概要は以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第43号「工事請負契約締結の件（公共下水道汚水管理設工事（24-9）」を、起立により採決します。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致であります。よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

○奥野 学議長 日程4、報告第4号「債権の放棄の報告の件」について報告を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程4、報告第4号、債権の放棄の報告の件についてご報告いたします。

本件につきましては、岬町債権管理条例第17条の規定により債権を放棄したもので、同条例第18条の規定により報告するものでございます。

それでは、別紙、債権放棄報告書をごらんいただきたいと思います。

今回、放棄をした債権は、同和更生資金貸付金及びこれに係る利子でございます。

同和更生資金貸付金につきましては、同和地区の世帯に対し、必要な資金の貸し付けを行い、経済的な自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的に昭和39年9月に制度が創設をされ、平成5年度まで貸し付けを実施してきたものでございます。

また、貸付金の原資につきましては、大阪府の貸付金が3分の2、それと町の負担が3分の1となっております。

報告書には、岬町債権管理条例の施行規則に規定をいたしております債権の名称、放棄した債

権の額及び放棄した理由のほか、貸付日や最終の償還日、時効の経過をした日など、その他必要事項についても記載をしているところでございます。

放棄をした債権は38件、602万4,294円で、うち利子が37万7,194円となっております。

この債権につきましては、債務者及び連帯保証人、また、その債務者または連帯保証人が死亡している場合につきましては、その相続人について所在調査及び財産調査を行った結果により、条例に基づき平成26年6月24日に放棄したものでございます。

なお、放棄した理由につきましては、上段が債務者、下段が連帯保証人について根拠条項を示しております。

また、最後の5ページには根拠条文の抜粋を参考として記載をしているところでございます。

放棄をした理由別では、債務者について申しますと、第17条第7号のAに規定をします債務者に差し押さえることができる財産がないと認められるものが21件、335万5,070円。

同じく第7号のイに規定する強制執行することによって債務者の生活を著しく急迫させる恐れがあると認められるものが7件で、150万9,265円。

第17条第6項に規定をします失踪、行方不明、その他これに準ずる事情があり、履行の見込みがないと認められるものが8件、83万8,629円。

第17条第5号に規定します生活困窮状態、いわゆる生活被保護者であるものが2件、32万1,330円となっておりますところでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長の報告が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 最初にちょっと確認をさせていただくんですけど、今、説明の中で根拠条例についてもお示しをいただいて、5ページとおっしゃいましたか、ちょっと何ページとおっしゃったか。いただいている資料にはページ数が振っていないので確認をしたい。非常に軽微なことを忘れないうちに先に聞かせていただきます。

ちょっとたくさん聞きたいことがありまして、議員の皆様方には何とぞご協力をいただきたいと思うんですが、この機会しかありませんので、報告ということでもありますから、質疑にとどめるということでお聞きしたいと思っております。

本件にかかわりましては、債権管理条例設置の際にも詳細なる説明を求めたところでありまし

て、それに対して、別紙として資料をご提出いただいたところでありまして、その内容を確認したところ、誠意のあるものと感じているところでもあります。

同和更生資金の事業そのものについてはご説明をいただきましたが、岬町での実態がどうであったのかお聞きをしたいと思います。

貸付事業全体の貸付総額と件数をまずお聞きをしたいと思います。

それから、現在までの償還額と償還率、これが2点目であります。

それから、3点目に完済をされた件数をお聞きしたいと思います。

4点目に、今回、債権の放棄という手続がなされたわけですが、この資料で示された金額がこの貸付事業で償還が残っている部分全てに当たるのか。もし、まだ償還が残っているとすれば、その金額や件数についてもお示しをいただきたい。これが四つ目。

それから、少し詳細なことになりますけれども、別紙で示された資料に基づいて正確な把握をしたいものですから、確認をさせていただきます。

別紙の債権放棄報告書とありまして、具体的にお聞きをいたしますが、番号の1番とありまして、右側に進みますと、上段が債務者、下段が連帯保証人ということで、上段には死亡とあります。その右側に放棄した理由として、岬町債権管理条例第17条第7号アと示されているわけですが、これは、この意味するところを確認するんですけれども、これは債務者、ご当人はお亡くなりになっている。しかしながら、第17条第7号アといいますのは、これは生きている方について、その方の条件を付している内容でありますから、相続人の状況がここに示されると受けとめたらいいのか。

さっき説明で、少しそういったことを、相続人についても触れておられましたけれども、そういう理解でいいのか、確認をさせていただきたいと思います。

それから、もう少し、この資料に基づいてお聞きをいたしますが、番号の10番、11番、16番、18番、27番、この五つに関しては、貸付日について年数と月しか書いてないんですけれども、日付が記載されていない理由についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、合計金額が、一番最後のページに示されておりまして、600万円余りということでありましたが、この金額というのは、これ原資となっているのは大阪府が3分の2、岬町が3分の1というものが原資になっておりますので、放棄する金額としては600万円ですけれども、岬町に直接といいますか、かかわる金額としてはこの3分の1の金額ということになると理解をしいのか。

その点と、それから、番号の12番と38番についてお聞きをしますが、貸付日等については

違いがあるんですけれども、貸付金額と放棄した債権の額がこの二つについては同じ金額になっているわけなんです。

それで、その中身を見せていただいたときに、貸付金が30万円、これは上限いっぱい借りられているということでもあります。

そして、放棄した債権の額31万9,125円ということになっておりますので、これは全く返済がなかったと受けとめたらいいのか、返済の期間といいますか、貸付日から最終の償還日までの期間が、この二つについては1カ月余りしかないんですね。

この返済の状況がいかがであったのか、少し不自然さを感じますので、この12番と38番についてはお聞きをしておきたいと思います。

それから、12番と38番は顕著な例だなど、私、率直に感じたんですけれども、ほかにも、貸付日から最終の償還日に至るまでの期間が5年以内しかない、その後はずっと償還が行われていないというものが38件中24件に上る、これは6割を超えるんですね。

この償還の実態がどんなふうだったのかということをお聞きをしたいと思います。

実際の徴収実務の実態や具体的な返済計画等、債務者、また亡くなられた場合はその相続者や連帯保証人に対して徴収の実態がどうあったのか、そのあたりについてお聞きをしたいと思います。

たくさんありますけれども、よろしく願いいたします。

○奥野 学議長 　しあわせ創造部長、古橋重和君。

今、8点あったんですかね、質問。

○中原 晶議員 　いや、ちょっと数はわかりません。

○古橋しあわせ創造部長 　たくさんご質問をいただきましたので、抜けていたら、またご指摘をいただきたいと思います。

まず、5ページと説明をさせていただきましたが、申しわけございません。最終ページでございまして、最終ページには根拠の条項の抜粋を記載させていただいているというところがございます。申しわけございません。

それと、1点目の償還状況でございます。まず、貸付総額につきましては、87件で2,127万円。そして、償還額が1,065万5,200円で、回収率は50.1%になります。

それと、貸付総額は87件、そして、今現在残債がありますのが72件でございますので、15件が完済をしておるところでございます。

それと、例を挙げてご質問いただきましたけれども、まず、債務者、連帯保証人、それぞれ上

段、下段になっておりますが、生死の別のところで死亡になっております。そして、放棄した理由については、アということで財産がないという根拠条例を使っております。

これは、議員もご指摘をいただきましたように、また、説明も申しあげましたように、債務者、連帯保証人、ご本人は亡くなられてるんですけども、その相続人の方について調査をして、財産がないということが判明したので、それを根拠に債権を放棄したというものでございます。

それと、次の貸付日の日付でございますが、貸付日の日がないという部分でございます。これにつきましては、当時の借用書を保管しておるんですけども、その中で一部借用書が見当たらなかったものがございます。

ただし、この貸付日につきましては償還台帳に記載をいたしておりまして、その償還台帳による貸付月を記載したというところでございます。

なお、これにつきましては弁護士にも確認をいたしましたところ、この貸付台帳で十分根拠となり得るという回答を得ているところでございます。

それと、この貸付金の財源につきましては、先ほど説明の中でも申しあげましたとおり、大阪府の貸付金が3分の2、そして町が3分の1ということになっております。

したがいまして、放棄した債権のうち3分の2は大阪府で債権の放棄を9月議会で上程をする予定となっておりますのでございまして、実質的には3分の1が町の負担ということになります。

それと、12番と38番でしたか、一つ、まず返済がないという、ご指摘でございますが、この2件につきましては、実質上、返済が全然なかったというものでございます。

それと、返済状況につきましては、貸し付け以降何代にもわたって職員が担当してまいりました。その旨、督促でありますとか、催告を行いながら、また、地区協のご協力を得まして債権の回収についても掘り起こしも含めてご協力をいただきながら回収を進めてきたところでございまして、その結果、債権放棄するということに至ったわけではございますが、その都度、担当担当において徴収の努力はしていたと考えているところでございます。

以上でございますが、何か抜け等はございませんでしょうか。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 答弁漏れが1件、ちょっと聞き逃したのかもわかりません。

残りのことをちょっと聞き漏らしたですか、言い漏らしたですか。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 失礼をいたしました。言い残しておりまして、まず、残債権についまし

ては、先ほど申しましたように、今回、放棄した債権が38件で、利子を合わせて602万4,294円でございます。

残り、残債権、まだ残っている債権につきましては34件で、利子を合わせて541万8,492円の残債権があるというところでございます。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 今、たくさんお聞きをいたしまして、事実確認をさせていただいたところであります。

お答えいただいた中で、もう少しお聞きをしたいことがありますので、確認をさせていただきますが、これは報告ですので、余り私の考えをこの場で言うのは差し控えたいと思いますけれど、質疑に限ってさせていただくとすれば、一切返済がなかったというお答えのあった12番と38番の件について、少し具体的にお聞かせをいただきたいと思います。

番号の12番については、少し時期が古いこともありますので、38番についてお聞きをしたいと思うんですね。

時効も経過をしておるといことになりますけれども、比較的新しい時期でありますので、お金をいただく際に、当然、返済の計画等も確認をして、また審査等も行った上で借りていただくということかなと思うんですけれども、そのあたりの事務上に問題はなかったのか、そのあたりについて、実務上のことでありますけれどもお聞きをしておきたいと思います。

公金でありますから、住民の皆さんに理解の得られる債権の放棄を行うべきという立場からお聞きをさせていただくものであります。

その1件で結構です。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 貸し付けにつきましては、議員もご指摘いただきましたように、1世帯30万円以内で償還期限6年以内、うち据え置きが1年、利子だけの年が1年ございます。

そして、保証人を1人つけるということで、記載にもありますように、連帯保証人につきましてもきっちりつけていただいておりますので、当時の書面を確認したところ、貸し付けには問題はなかったと考えているところでございます。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで質疑を終わります。

これをもって、報告第4号「債権の放棄の報告の件」を終わります。

○奥野 学議長 日程5、意見書案第2号「アスベストによる健康被害の早期救済と対策の強化を求める意見書（案）」を議題とします。

本件について、提案者から趣旨説明を求めます。

議会議員、中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま議長からご紹介をいただきました意見書（案）第2号、アスベストによる健康被害の早期救済と対策の強化を求める意見書（案）を会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出をいたします。

在席されておられます議員の皆様方のご協力にもこの場をお借りして改めて感謝を申し上げるものであります。

それでは、お手元に配付させていただいております意見書（案）をごらんください。

提出者は私、岬町議会議員、中原 晶でございます。

賛同者は、次のとおりです。敬称を略させていただきます。

岬町議会議員 竹原 伸晃

田島 乾正

小川日出夫

道工 晴久

出口 実

豊国 秀行

鍛冶 末雄

辻下 正純

反保多喜男

以上であります。

趣旨説明は、意見書（案）の朗読によってかえさせていただきます。

裏面をご参照ください。

アスベストによる健康被害の早期救済と対策の強化を求める意見書（案）

昨年12月25日、大阪高等裁判所は、大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟第2陣控訴審において、2010（平成22）年5月の第1陣大阪地裁判決及び2012（平成24）年3月の第2陣大阪地裁判決に続いて、3度目となる国の規制権限不行使の責任を認め、原告ら被害者

を救済する判決を下した。

大阪・泉南地区は、約100年前から石綿紡織産業が発展し、原告や被害者は、まさにわが国の高度経済成長のために働いてこられた方々であるにもかかわらず、国は第2陣控訴審判決を受け、本年1月7日に最高裁に上告した。

2006（平成18）年5月の第1陣訴訟の提訴以来、すでに13名の原告が死亡し、生存されている原告らの多くも病状の悪化に苦しまれているところであり、「命あるうちの解決」は、原告らの文字どおり“待ったなし”の切実な願いであることから、国は最高裁の判決を待つことなく、自らの決断により早期解決を図るべきである。

よって、国会及び政府は、大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟の早期解決を図るとともに、全てのアスベストによる健康被害の救済及びこれ以上のアスベストによる健康被害を発生させないよう、規制や対策を強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月27日

大阪府泉南郡岬町議会

なお、記載はしていませんが、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官であります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○奥野 学議長 反対の方はいらっしゃいませんね。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 では、賛成討論。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 このアスベストの健康被害に関しまして、やはり、地元泉州地域というか、泉南地域の課題であると認識しております。

といたしますのも、我がまちにも石綿の工場もあったとも聞いておりますし、他人ごとではないといった面でこの岬町議会でも満場一致で可決して要望することを願うばかりでございます。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、意見書案第2号「アスベストによる健康被害の早期救済と対策の強化を求める意見書(案)」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致であります。よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

○奥野 学議長 日程6、決議案第1号「多奈川第二発電所再稼働等に関する決議(案)」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。議会議員、小川日出夫君。

○小川日出夫議員 ただいま議長の許可を得ましたので、決議案第1号、多奈川第二発電所再稼働等に関する決議(案)について、会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者は岬町議会議員、小川日出夫。

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

岬町議会議員 田島 乾正

竹原 伸晃

道工 晴久

出口 実

辻下 正純

鍛冶 末雄

竹内 邦博

豊国 秀行

反保多喜男

以上であります。

提案理由は、決議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

多奈川第二発電所再稼働等に関する決議（案）

平成23年3月の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の発生後、電力供給の在り方が国民的に議論されている中、依然、原子力発電の再稼働についての目途が立っていないこともあり、関西圏における電力供給は極めて不安定な状況と考える。

多奈川第二発電所については、昨年、一昨年と2年にわたり再稼働を要望したが、中長期的な視点で検討するとの回答であった。原子力発電や太陽光発電を含むエネルギーミックスを考える中で、火力発電所の再稼働を早急に考えるよう強く要望する。

また、同施設の隣にある多奈川発電所の跡地についても、大阪湾に位置するという地理的優位性を勘案し、有効利用するように要望する。

以上、決議する。

平成26年6月27日

大阪府泉南郡岬町議会

以上でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○奥野 学議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○奥野 学議長 反対の方。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 いらっしゃいませんか。

中原 晶君、賛成討論お願いします。

○中原 晶議員 私なりの考え方を述べた上で賛同したいと思います。

エネルギーミックスという言葉が示されておりますけれども、私はかねてから申し上げているとおり、全ての原発を即時廃炉にするべきだという立場でありますから、そのミックスされるエネルギーの中に原子力発電によるものは含むべきでないとする立場であることを一言申し上げ

ておきたいと思います。

しかしながら、火力発電所の再稼働を求める住民の願いについては共感できる立場でありますし、また、多奈川発電所の跡地の有効利用についても住民要望にかなう内容であると考えているものであります。

これらの要望については、雇用の増大や税収増についてはまちの活性化という住民の願いが込められているものであると考える立場から本決議案に賛同する立場であります。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 私も賛成の立場で討論させていただきます。

2点ございまして、1点は、中原議員も言われたように、跡地利用について踏み込んだ内容になっておるといふことをとても評価させていただきたく思います。

やはり、大阪湾の地理的優位性と書かれておりますが、やはり南海トラフを原因とする地震の津波において、やはり外洋と違うこの優位性というのもあるでしょうし、大阪湾、かなり開発されている中で、広大な敷地が残っておるといふところはもうここ以外にないのではないかと思われる点から評価したいと思います。

また、もう1点評価する点は、この決議案が一昨年、昨年と続き、3年続けて決議するという点です。

やはり、継続は力なりということで議会議員として地元の声を酌んで決議することには賛成とさせていただきます。

最後に、討論の場においてふさわしいかどうかはわかりませんが、多奈川第二発電所がなぜ再稼働しないのか、隣の県の和歌山にある海南発電所は発電しておるのに、なぜ発電しないのかということ、やはり真剣に考えなければならぬと私はこのように思っています。

どこが違って、どういうふうな、関西圏に近いのは私たちのほうが近いのは間違いないのですが、なぜ稼働しないのか、そういうような真剣に考える場をこれから設けていかなければならない時期ではないかということも申し添えて賛成討論とさせていただきます。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

賛成ですか。

○田島乾正議員 賛成です。

○奥野 学議長 賛成討論、田島乾正君。

○田島乾正議員 今回の再稼働の要望については、3回目の議会として要望に行くんでありますけ

れども、やはり、今、副議長が要望、決議という文言を読んだんですけれども、私はもともと原子力発電は賛成ではないと。しかしながら、やはり今の日本の現状を考えれば、やむなしという方向性ですけれども、今回の要望の中には原子力やという言葉があったんですが、それに少しひっかかっておったんですけれども、できれば代替エネルギーという形で言ってほしかったんですけれども、しかし、今現在、岬町の財政事情をいろいろ踏まえて、そして、電力の安定した供給を考えれば、これまたやむを得んという考えで賛同するという事で署名もしましたし、そして、この後、賛成の立場で賛同する気持ちですけれども、やはり、関電さんも事情があつて休止している。昨日の株主総会でも橋下市長がいろいろと苦言を呈しておりますけれども、あの方はあの方の持論があつて言っていることであつて、やはり当町としては、当然、これは要望すべきという方向性を持っていかないと、今までこの岬町が過去発展してきたのは、関西電力の電源三法とかいろんな、そういう交付金等をいただいて岬町は今現在あるということを認識のもとに考えないと、やはり、ぜひとも関西電力の再稼働を願つてこの要望を決議して関電さん側をお願いに行くのが筋と思いますので、その点、賛同という考えで、今、賛成討論をさせてもらっています。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、決議案第1号「多奈川第二発電所再稼働等に関する決議(案)」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よつて、決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○奥野 学議長 以上をもつて、今期定例会の会議に付された事件は全て議了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもつて、平成26年第2回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

(午後 0時01分 散会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成26年6月27日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 田 島 乾 正

議 員 竹 内 邦 博